

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部改正に
ついて

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を次のように改正
する。

2023年（令和5年）2月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例の一部を改正
する条例

藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に関する条例（平成20年藤沢市条例
第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第8号中「宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条
第1項」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12
条第1項」に、「宅地造成工事規制区域」を「宅地造成工事等規制区域」に改める。

第27条第3号中「宅地造成等規制法第8条第1項」を「宅地造成及び特定盛土
等規制法第12条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条
の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規
制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事規制区域の区域内にお
ける宅地造成に関する工事等に係る藤沢市特定開発事業等に係る手続及び基準に
関する条例の適用については、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、宅地造成等規制法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備をする必要による。